



『四季と出会う』



少しずつ暖かくなり、今年も春がやってきますね。春にはお花見、夏には花火等四季を感じさせてくれるイベントがありますが、四季を表現するものとして、和菓子も挙げられると思います。和菓子は、古くは宮中の年中行事にちなんだご馳走だったそうですが、現代では季節の移り変わりを告げる存在となっているそうです。色合いや香りで、四季折々の情景を表現し、限られた時期にしか出会うことができないというところに風情を感じますね。さて、「めがね税理士通信」2021年4月号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここをチェック！！

令和3年度税制改正 所得拡大促進税制

令和3年4月から開始する事業年度より所得拡大促進税制(従業員へ支払う給与を増加させた場合にその増加額の一部を法人税(※1)から税額控除する制度)が、変更となります。今回の改正によって、より適用しやすく、また新たな人材の獲得を後押しするような内容となりました。そこで今回はその変更点や適用にあたっての注意点について取り上げます。  
(※1)個人事業主にも所得税において適用があります。



主な変更点(R3.4.1~R5.3.31に開始する事業年度が対象)

	改正前の適用要件	改正後の適用要件	税制措置(従来通り)
内容	継続雇用者(※2)給与等支給額が前年比で1.5%以上かつ、雇用者給与等支給額(企業全体の給与)が前年度以上	雇用者給与等支給額(企業全体の給与)が前年度比で1.5%以上	雇用者給与等支給額の増加額の15%を税額控除 ※法人税額の20%が上限
上乗せ要件	継続雇用者給与等支給額が前年比2.5%以上で、下記①②のいずれかを満たすこと	雇用者給与等支給額(企業全体の給与)が前年比2.5%以上で、下記①②のいずれかを満たすこと	雇用者給与等支給額の増加額の25%を税額控除(上記の税額控除率15%に10%を上乗せする) ※法人税額の20%が上限
	①教育訓練費が対前年度比10%以上増加 ②中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること		

(※2)継続雇用者…適用年度と前期の2期にわたり全ての月において給与等の支給を受けた国内雇用者

雇用調整助成金等の取り扱い

これまで、上記の「要件」「上乗せ要件」の判定を行う際に、雇用調整助成金等がある場合には、その金額を控除して判定するとされていましたが、今回の改正により、上記の適用要件の判定において雇用調整助成金等は控除しないこととされました。一方で税額控除の計算に用いられる「雇用者給与等支給増加額」は、これまで通り雇用調整助成金等を控除して計算する点に注意が必要です。

めがね税理士通信100号を迎えました！

むかいアドバイザーグループの田村です。厳しい冬が明け、春のポカポカ陽気が続いていますね。最近よく犀川沿いを散歩しながら、綺麗に咲き誇っている桜に魅了され、気付けば2時間近く歩いていることがあります。桜は何度見ても飽きませぬ♪これで正月太りも解消されると良いのですが…。さてこの度、毎月発行させて頂いているめがね税理士通信が100号を迎えました！ご関係者様、お取引先様及びお客様皆様のお蔭でここまで無事に続くことができました。今後とも、皆様が少し一息つかれる時、税制について少し気になる点がある時などに、お気軽にお目通し頂きますと大変嬉しく思います。スタッフ一同、さらに興味深い内容をお届けできるよう精進して参ります！



散歩コースの桜

わけ入れば思わぬ道があるというのは、何も野や山の道のことだけではない。いままで、これが一番良いと思っていたものが、やがてもっとよいものができて、さらにゆたかな生活を楽しむことができるようになる。こうしたことは、多くの人びとのなかの誰かが、もうこれでいいのだ、などとあきらめないで、もっとよい方法があるはずだ、という真剣な思いで努力を重ねているからである。だからこそ、どんなことにも、もうこれでいいのだ、と安易に考えないで、わけ入れば思わぬ道もあるという思いで、日々ひたすらな歩みを進めてゆきたいと思うのである。  
 (引用「道をひらく」松下幸之助 PHP 研究所)



### たかこサンの相続相談室



#### 『認知症の妻のための家族信託』

Aさん：私は今年80歳になりますが、将来の相続に関して心配なことがあるので相談させてください。私の主な財産としては、自宅、賃貸アパート、預貯金です。

私には妻と息子がいますが、私が亡くなったときは、妻のその後の生活のことも考えて全財産を妻に渡したいと思っています。ただ、そこで問題になるのが、妻が重度の認知症を患っていることです。不動産や預貯金を妻が相続しても、自分では管理できないのですが、そのような場合どうなるのでしょうか？

たかこサン：その場合、特に何も対策をしなかったときは、奥様に「成年後見人」をつけないければなりません。成年後見人とは、奥様の代わりに財産管理を行ったり、身上監護（施設との契約など）を行ってくれる人で、裁判所に申し立てをして選任されます。

誰が成年後見人になるかは裁判所が判断しますので、ご家族が選ばれることもあります。弁護士や司法書士などの法律の専門家が選ばれることも多いです。

成年後見人はとても有用な制度ですが、その反面、いくつかデメリットがあります。

ご家族以外の法律の専門家などが成年後見人に選ばれたときには、報酬が発生し、報酬の額は、奥様の財産額などによって裁判所が決定しますが、月額2～6万円程度とされています。仮に月額報酬3万円が10年間奥様がご健在だった場合は、総額で360万円という報酬が発生します。また、お金の使い方も裁判所により制約されるため、所有されている賃貸アパートの大規模な修繕が必要になった時でも、そのために奥様のお金を使えず、修繕できないなどの可能性があります。

そのため、このような場合には「家族信託」という方法が有効です。これは、ご自宅や賃貸アパート、預貯金などの管理を息子さんにしてもらい、賃貸アパートの収入や預貯金は奥様のために使えるという手法です。この手続きによって、財産的な権利は奥様に渡して、管理権だけを息子さんに渡すことができます。成年後見のようにランニングコストはかかりませんし、ご主人が亡くなった後にアパートの大規模修繕などでお金が必要になった時も、管理権をもつ息子さんの判断で、お母様が相続したお金を修繕のために使用することができます。



お気軽にご相談ください 受付時間 9:00～21:00(年中・土日)

無料相続相談のご予約はこちら **0120-779-155**

### 税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。

さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！

ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい



発行元



つねに むかに

むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人  
 むかいアドバイザリー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子  
 【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301 (受付時間: 平日 9:00～18:00)  
 【FAX】076-254-0302 【Email】[info@mukai-group.com](mailto:info@mukai-group.com)

【HP】

- むかいアドバイザリーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sanglier.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>